

○福知山市開発区域内給配水施設工事の施工に関する要綱

平成 21 年 5 月 12 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、福知山市水道事業の給水区域内における開発行為等に関し、福知山市水道事業給水条例(平成 10 年 3 月 30 日条例第 31 号)(以下「給水条例」という。)第 5 条の 2 第 2 項に定める配水管の布設のない場所及び配水管が布設されているがその能力が限界に達している場所の配水管の増径工事等に係る方法、区分、費用負担等の基本的事項を定め、円滑な水道事業の推進を図ることを目的とする。

(給水申請)

第 2 条 開発事業者は、開発区域内に給水を受けるため給配水施設工事をしようとする場合は、福知山市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に、給水申請書(様式第 1 号)を提出しなければならない。

(給配水施設工事の施工方法)

第 3 条 開発事業者は、開発区域内に給水を受けるための給配水施設工事の施工方法を、管理者による委託施工と、開発事業者自らによる直接施工を選択することができ、給水申請時に管理者と協議しなければならない。

(配水管工事負担金)

第 4 条 給水条例第 8 条に定める配水管工事負担金の区分は、次のとおりとする。

- (1) 開発区域内の給配水施設工事、開発区域に至る配水管布設工事、既設配水管の増径等による布設替え工事及び開発区域への配水に必要な工事に伴う費用については、全額開発事業者の負担とする。
- (2) 第 3 条の管理者による委託施工をする場合において、開発事業者は工事費、その工事の測量設計及び施工監督等に伴う事務費を管理者からの請求に基づき、工事の発注までに納入するものとする。なお、工事に変更が生じた場合は、工事完了後に工事費の精算をするものとする。
- (3) 第 3 条の開発事業者自らによる直接施工をする場合において、開発事業者はその工事の設計審査、立会、管洗浄作業、検査等に伴う事務費を管理者からの請求に基づき、第 8 条に定める給排水施設工事許可書の交付を受けるまでに納入するものとする。なお、事務費に変更が生じた場合は、管理者からの請求に基づき、工事完成検査前までに納入するものとする。
- (4) 第 1 項第 2 号及び第 3 号の事務費の額については、別表のとおりとする。

(工事委託)

第 5 条 開発区域内の給配水管の布設工事及び開発区域に至る配水管布設工事を、管理者に委託する場合は工事委託書(様式第 2 号)を提出しなければならない。

(協定の締結)

第 6 条 管理者は、前条の工事委託に関し開発事業者と協定を締結するものとする。

(給配水施設工事許可申請)

第 7 条 開発事業者自らが開発区域内の給配水管の布設工事及び開発区域に至る配水管布設工事をするときは、給配水施設工事許可申請書(様式第 3 号)を提出しなければならない。

2 私道に埋設された既設配水管から分岐して開発区域に至る配水管布設工事をするときは、土地使用承諾書(様式第 4 号)を提出しなければならない。

(許可書の交付)

第 8 条 管理者は、前条の申請を許可したときは、給配水施設工事許可書(様式第 5 号)を交付しなければならない。

2 前項の許可の交付日から、90 日を経過しても工事に着手しないときは、その工事の許可を取り消されたものとみなす。

(許可の条件等)

第 9 条 管理者は、第 7 条の申請の許可をする場合は、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 管理者の承認した設計図書に基づき施工すること。
- (2) 給配水施設の施工は、工事着手及び現場代理人届・工程表・施工計画書等を提出し、承認後着手すること。
- (3) 道路法・河川法等関係法令に基づく占用許可、また既設の地下埋設物調査等を行った後、道路使用許可を得て施工すること。
ただし、国・府道、国・府管理河川への占用許可については、申請者において道路及び河川管理者と事前協議を行った後、管理者が占用許可申請事務を代行する。
- (4) 工事に使用する資材等については、使用材料承認願いを提出し、承認を受けること。
- (5) 給水施設の施工は、福知山市給水工事施工基準に基づき、福知山市指定給水装置工事事業者に施工させること。
- (6) 配水施設の施工については、福知山市上下水道部水道課(以下「水道課」という。)の定める仕様書に基づき、本市の配水管布設工事の指名競争入札参加資格を有する業者に施工させること。
- (7) 給配水施設の施工は、開発地等の道路形態の完了後に施工すること。
- (8) 給配水施設の施工は、水道課職員の材料検査の合格後に施工すること。
- (9) 当該工事において、その規模に応じて水道課職員が指示する回数の施工立会いを、立会願を提出し受けること。なお、立会いの内容については、掘削・配管・埋戻しの一連の作業とする。
- (10) 給配水施設の施工に変更が生じた場合は、その都度、水道課職員と協議し承認を受けること。
- (11) 本市の配水管との接続は、水道課職員立会いの上行うこと。

- (12) 給水装置の施工は、開発地等の区画確定後とすること。なお、区画数に変更がない旨、区画確定平面図を提出すること。
- (13) 既設配水管の増径工事等で既設給配水管に断水が生じる場合は、事前に断水施行計画書を提出し、水道課職員と協議の上実施日を決めなければならない。なお、断水に伴い影響が生じる住民等への広報については、開発事業者により周知しなければならない。
- (14) 工事施工に関する苦情、事故及び第3者に損害を与えた場合は、開発事業者の責任において解決すること。
- (15) 配水施設の受納日から2年以内にその施設に故障が生じた場合は、開発者(及び施工者)は遅滞なく無償で修理、修繕しなければならない。ただし、天災地変又は第三者の故意若しくは過失による場合は、この限りでない。
- (16) 管理者が、特に必要と認めること。

(工事の完了)

第10条 開発事業者は給配水施設工事が完了したとき、速やかに工事完了届出書兼検査依頼書(様式第6号)、完成図書、配水施設寄付申請書(様式第7号)を提出し、管理者の検査を受けなければならない。

2 第9条の許可条件等に違反する行為があった場合は、本市配水管からの分岐配水は行わない。

(配水施設の帰属、受納)

第11条 開発事業者は検査合格後、配水施設を本市に帰属(寄付申請)するものとする。

2 管理者は、工事完了検査で合格した配水施設を受納する場合、開発事業者に対し受納書(様式第8号)を交付しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年5月12日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

（事務費）

- 1 第4条第1項第2号の事務費を、管理者が設計積算した工事価格に6%を乗じて得た額に消費税相当額を加えた額とする。
- 2 第4条第1項第3号の事務費を、工事1件当たり131,000円とする。
ただし、次の場合は事務費を加算する。
 - (1) 検査、立会等が夜間、休日の場合 1回当たり5,000円
 - (2) 国道、河川の占用申請を代行する場合 1申請当たり10,000円
 - (3) その他、特別な事情のある場合は、管理者が別に定める。